

白川町人権施策推進指針(案)に関する 意見募集(パブリックコメント)結果の公表

お寄せいただいた意見及び意見に対する町の考え方を公表します。

★ パブリックコメントの結果

白川町人権施策推進指針(案)に関するパブリックコメントを実施したところ、次の結果になりました。ご提出いただいた意見については、本指針の策定及びその後運用していく際の参考にさせていただきます。

短い期間でのご意見募集となりましたが、貴重なご意見を誠にありがとうございました。

1. 募集期間 令和2年2月1日から令和2年2月15日まで
2. 提出人数 1名
3. 意見総数 1件
4. 公表場所 白川町ホームページ・白川町役場町民課窓口
5. 意見と意見に対する町の考え方 別紙参照

5. ご意見と意見に対する町の考え方

ご意見	町の考え方（回答）
<p>人権施策推進指針を読むと、あらゆる問題を網羅していることがわかります。ただし、少なくとも私が関心を持っている、女性の人権(男女平等)、子どもの人権、そして外国人の人権についての施策は、足りないと思います。それらの人権については、今回の指針の素案を見る限りでは、問題となっている状態は、改善することはなく、今後も継続すると思われま</p> <p>例えば、女性の人権の①と②の施策について、あらゆる意識を啓発することとなっています。意識を高めることはいいことですが、男女平等、そして男女のワークバランスは法律に守られているので、意識を高めるより、法律を守らせることを徹底することがいいと思います。</p> <p>特に、公的機関について男女平等を義務付けるべきです。以前、役場に女性課長は一人のみ存在すると議会だよりに報告されました。そして、それに対し、女性を育てる趣旨の答えがありました。そのようなゆっくりでよいという意識は人権侵害の基です。本気で人権を考えているのであれば、</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、町の人権教育・啓発の取り組み方針をしめすものであり、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」の趣旨を本町の人権施策に反映させ、人権教育及び啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものですので、上位の計画に沿った計画となっています。ご意見をいただきました具体的な事項については、個別計画において参考とさせていただきます。何卒、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、ご意見に対する町の考え方について、回答させていただきます。</p> <p>女性の人権についての具体的なご意見については、男女雇用機会均等法や指針に基づき、「白川町男女共同参画計画」を策定し、施策を展開しています。その計画の中で性別を理由とする差別の禁止や待遇改善などが示されていますので、私たちは社会生活の中でそれを守るように努めなければなりません。しかしながら、そうしたことが現在必ずしも守られていない現実であるため、その啓発に努めることを盛り込んでいます。</p> <p>また、役場においても目標を定め、女性職員の管理職登用等に努めておりますが、男女を問わず登用には当然必要なスキルもありますので、目標通りに進んでいないのが現状です。高い目標だけ設定しても、そのためのプロセスをしっかりと考えないことには実現は不可能です。</p>

令和4年まで女性の登用を50%にさせましょう。それが難しければ、まず、性別による役割分担をやめることです。とても簡単に始められますし、コストもかかりません。ただやめるだけでよいのです。これは、町全体への意識の啓発に素晴らしく貢献するでしょう。

子どもの人権については、いじめなどの対策は重要と思いますが、第1は学校環境における人権問題です。昨年11月に、岐阜県教育委員会は高等学校の校則調査の結果について、96%は生徒の人権を侵害していると発表しました。地毛登録については、見た目で差別している明確な例です。白川町は、校則についてどんな対応をしましたか?学校における男女平等については、実生活よりも意識して行う必要があります。将来の社会を作るのは子どもであるからです。性別による呼び方、服や物の色、並び方、役割分担など、すべてについて敏感になること、また決して許さないことです。

そうした状況の中で育成が大事であると認識し、取り組んでいるところです。

性別による役割分担については、性別で人事等を考えることはありませんし、例えば災害警戒態勢をとる場合でも、夜間であろうと出務は職員全員を対象としていますので、旧態依然とした慣行が現在も行われているようなことはありません。

「学校のきまり」については、学校が教育目標を達成するために必要かつ社会通念上合理的な範囲において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上のきまりを校長が定めることができるとされています。

最近、話題となった学校からの帰宅後の生活に関する指導、いわゆる「4時禁」について町内の学校においては、「一律に外出禁止」をしたり、「守らなかった場合に反省文を書かせるなどの罰則」を与えることはしていません。

町教育委員会としては、きまりの内容は、学校の歴史や校風、児童生徒の発達段階、保護者の考え方、地域の状況、時代の変化等に応じて適切に定め、また、見直していくことが必要であると考えています。従って「学校のきまり」については、

- ①まず校内で見直しや確認を行い、共通理解を図る。
 - ②PTA 運営委員会やPTA 総会等の場において見直しや再確認を行い、学校、児童生徒、保護者、地域の共通理解を得ながら運用する。
- 以上のように、各学校長に依頼しています。

こうした「学校のきまり」の見直しにより、「学校のきまり」に対する理解を深め、「学校のきまり」を自分たちのものとして守る態度を養い、児童生徒の主体性を培う機会につなげていきたいと考えています。

学校における男女平等については、学校ごとに人権教育の目標を定め「ひびきあい活動」として取り組んでいます。具体的な活動として

は、「さん」で呼ぶ、「ふわふわことば」「ぽかぽかことば」、良いところ見つけ等、お互いを大切にする心の育成を日常の生活はもちろん、異学年交流、人権集会などを通して人権について意識を高め、全教育活動の指導に生かすよう努めています。また、道徳教育にも力を入れ、自己を見つめる力と他を思いやる心を育て、「共生」を心に刻み歩める子を育成します。

取り組む姿勢が弱いとのご指摘を受けることのないよう取り組んでまいりたいと思います。今後とも町行政に対し、ご理解ご協力をお願いいたします。

貴重なご意見ありがとうございました。

--	--

